

高知県職員採用プロモーション動画作成及び広報委託業務
公募型プロポーザル審査要領

高知県職員採用プロモーション動画作成及び広報委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知県職員採用プロモーション動画等制作委託業務 公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 200 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1-1) 事業の趣旨 (30 点)
- (1-2) 作成動画の訴求力 (50 点)
- (1-3) 作成動画の継続性 (50 点)
- (2) 広報活動のターゲット設定及びその効果 (50 点)
- (3) 業務実施体制 (10 点)
- (4) 経費見積 (10 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、実施方法

日時 令和 7 年 9 月 1 日（月）午前 10 時から

※参加申込の状況によっては、開始時刻を変更することがあります。

実施方法 オンライン

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は 1 者 20 分までを基本としますが、参加申込の状況によっては、時間を変更することもあります。

イ 順番は別途お知らせします。

ウ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。

- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が120点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

附 則

この要領は、令和7年6月26日から施行する。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点	合計
(1-1)事業の趣旨	・提案された動画のコンセプトやクオリティは目的に合致するものであるか。	30 点	130 点
(1-2)作成動画の訴求力	・提案された動画は、ターゲットに対して、訴求力のあるものとなっているか。	50 点	
(1-3)作成動画の継続性	・今年度限りでなく、次年度以降も使用できるものとなっているか。	50 点	
(2)広報活動のターゲット設定及びその効果	・プロモーションのターゲットは明確になっているか。	25 点	50 点
	・広報内容は効果が期待できるものであるか。	25 点	
(3)業務実施体制	・業務に応じた専門的な人材が配置され、円滑に業務を遂行できるか。	10 点	10 点
(4)経費見積	・業務執行が可能な金額であるか。 ・効果的な業務執行が見込まれる経費配分であるか。 ・業務に関係のないものや、経費が不明瞭なものが含まれていないか。	10 点	10 点
合計			200 点